

2008年11月25日

各 位

株式会社 構造計画研究所

パーリントンハウス馬事公苑における  
不整合が生じた事実関係について

本年11月12日、東京都より、当社が構造設計に関与した建物（以下「本件建物」といいます）の耐震性の調査結果の公表がなされました。本件についての当社の見解は、同日付にて「東京都の耐震性の調査結果について」として発表したとおりであり、東京都の本件建物の法適合性判断については、その依拠している第三者再計算自体の客観的正確性に疑義を持っております。また東京都の今回の判断経緯自体が原設計者側に都側の第三者再計算に関する技術専門意見を表明する機会も与えないまま一方的に行なわれ、同第三者再計算について建物所有者は建築基準法第12条5項に基づく調査報告として提出しておりません。従って、東京都による今回判断は、拙速な適合性判断であり、極めて理不尽なもので、適正手続保障に違反するものと認識しております。東京都に対しては法適合性判断の継続と見直しを公表後も申し入れております。

東京都は、11月12日の当該公表資料において法適合性判断に加え「不整合等に関する事実関係」を参考資料として公表し、あたかも不整合の原因が専ら当社にあり、しかも当社が意図的に確認審査機関への図面提出を怠ったかのような事実無根の公表をしておりますが、当該公表資料中の「2 不整合が生じた事実関係について」に関し、当社の見解を以下のとおり説明させていただきます。東京都が不整合原因関係についての関係当事者の関与は今後調査予定と公表する一方、当社の従前の説明事実を歪曲してこのような公表をしたことに対しても、当社は公表自体の取消しを東京都に申し入れております。

1. 仮発行図による不整合について

本工事は着工と同時に主体フレームを大幅に変更するような大規模設計変更が建築主の指示により行われました。そのため着工後8ヶ月の間に4度も設計変更確認を提出するという大変慌しい工事となりました。したがって構造図もこの間に4度に渡って差し替え図を発行しています。

都の発表文で「計画変更の確認申請と無関係に当社が工事施工者に対し複数回に渡って構造部材に関する構造図面の発行がされていた」とありますが、これは計画変更のたびに、工事施工者の要請により、部材調達のため計画変更確認下付前に手渡した仮発行図面のことであります。当然のことながら、弊社は複数回に渡る計画変更申請下付後にあらためて本発行図面を工事施工者に発行しておりました。しかしながら工事中の度重なる図面発行の過程で、現場の関係各社間で混乱が起っていたことを、この度の都の調査後認識いたしました。これに起因する不整合箇所は約150部材程度（ や が該当）と推測されます。なお都の発表資料にある図 の柱の図は、実際には補助的間柱であり、保有耐力計算にはほとんど影響しておりません。

都の文書では図 に示された主部材の不整合などは、構造上重要な変更ではなく、計画変更

申請は不要と当社が判断したかのように読み取れますが、当該不整合は関係者との意思疎通の不徹底により生じたもので、当社が意図して関係者に連絡しなかった訳ではなく、ましてや計画変更確認申請が不要と当社が判断したものではありません。

## 2．柱リストの落丁による不整合について

上記1のとおり、何度も計画変更確認を提出する過程で、構造図の中の1枚の柱リストが落丁していたことが、この度の都の調査中に判明しました。これに起因する不整合箇所が約100部材程度（が該当）と推測されます。しかし、これらは計画変更時提出の構造計算書には盛り込まれており、保有耐力計算にはほとんど影響しておりません。

都の文書では図に示された主部材の不整合も含めて、構造上重要な変更ではなく、計画変更申請は不要と当社が判断したかのように読み取れますが、これらは申請書に落丁があることに気付かなかったために生じた不整合であり、計画変更確認申請が不要と判断したものではありません。

## 3．軽微な変更による不整合について

次に、都の発表文の「これらの指示の多くについては、当社が構造耐力上重要な変更ではなく、計画変更確認申請は不要と判断し、関係者への連絡がなされなかったことにより、結果として計画変更確認に反映されなかったこととなり」との表現について説明します。

図に示された二次部材は耐震設計に関与しない部材なので、現場での指示により工事を進めました。納まり上の小梁や雑壁の移動などもカウントすると二次部材の変更箇所が約600部材余となると推測されます。これらは一般的に軽微な変更に分類されることから、基礎及び二階床の中間検査時に確認検査機関の担当官に、変更確認申請図へこれら二次部材の盛り込みを省略することについて了解を得ていたものです。なお上記二次部材については保有水平耐力計算には影響がありません。

このように東京都の参考資料における事実関係の公表説明は重大な事実誤認であり客観的事実と違背しております。当社は今後も正しい事実関係を主張していく所存であります。

以 上